

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○と畜場法施行細則の一部を改正する規則……………(食品衛生課)	144
告 示	
○恵山道立自然公園に関する公園事業の一部決定……………(自然環境課)	148
○身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害者保健福祉課)	149
○身体障害者福祉法による更生医療を担当させる医療機関の指定(障害者保健福祉課)	150
○肥料の登録の有効期間の更新……………(農業改良課)	150
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………(土地改良指導課)	151
○道営土地改良事業変更計画の決定……………(土地改良指導課)	151
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………(土地改良指導課)	151
○種畜証明書の書換交付の通報……………(酪農畜産課)	151
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定の一部改正……………(水産林務部総務課)	151
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(水産林務部所管分 その4)……………(水産林務部総務課)	152
○小型機船底びき網漁業(手繰第2種「ししゃもけた網漁業」)の許可又は起業の認可の申請期間……………(漁業管理課)	155
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………(治山課)	155
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………(治山課)	156
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………(治山課)	156
○道路の区域の変更……………(道路整備課)	156
○道路の供用の開始……………(道路整備課)	158
○道路の区域の変更及び供用の開始……………(道路整備課)	158
○都市計画の変更の決定……………(都市計画課)	158
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧……………(都市計画課)	159
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧……………(都市計画課)	159
公 表	
○知事表彰の受賞者……………(人事課)	159
公 告	

○公募型プロポーザルの実施……………(自然環境課)	160
○公募型プロポーザルの実施……………(疾病対策課)	160

支庁公告

○公募型プロポーザルの実施……………	161
--------------------	-----

道立江差病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	162
○一般競争入札の実施……………	163

道立寿都病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	163
○一般競争入札の実施……………	164

道立紋別病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	165
○一般競争入札の実施……………	166

道立北見病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	167
○一般競争入札の実施……………	168

道立羽幌病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	169
○一般競争入札の実施……………	170

道立釧路病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	171
○一般競争入札の実施……………	172

道立苫小牧病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	173
○一般競争入札の実施……………	174

道立緑ヶ丘病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	175
○一般競争入札の実施……………	176

道立向陽ヶ丘病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	176
○一般競争入札の実施……………	177

道立農業大学校告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	178
○一般競争入札の実施……………	179

道教育庁石狩教育局告示

8月は北方領土返還要求運動強調月間です。

○特定調達契約に係る落札者等の公示	180
道監査委員公表	
○監査公表第9号	180
胆振海区漁業調整委員会指示	
○河口付近における「さけ・ます」採捕の制限	186
道公安委員会規則	
○警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則	186
道公安委員会告示	
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示	186
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示	195

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

◇と畜場法施行細則の一部を改正する規則（規則第101号）

- 趣旨
と畜場法の改正に伴い、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。
- 内容
(1) 次に掲げる許可申請書等の様式を定めることとした。
ア 牛の皮のとちく場外への持出し許可申請書（第10条の2第1項及び別記第6号様式の2関係）
イ 牛の卵巣のとちく場外への持出し許可申請書（第10条の2第2項及び別記第6号様式の3関係）
ウ 獣畜の肉等のとちく場外への持出し許可申請書（第10条の2第3項及び別記第6号様式の4関係）
エ 獣畜の肉等の焼却報告書（第10条の3及び別記第6号様式の5関係）
(2) とちく場外への持出し許可に関する事務及び獣畜の肉等の焼却の報告の受理に関する事務を保健所長又は食肉衛生検査所長に委任することとした（第14条第4号及び第10号関係）。
(3) その他規定の整備を行うこととした。
- 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

◇警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（北海道公安委員会規則第5号）

- 趣旨
警備業法等の改正にかんがみ、精神機能の障害に関する専門の医師を指定することとするため、この規則を制定することとした。
- 内容
(1) 警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うこととした（第1条関係）。
(2) 指定医を指定したときは、その旨を告示することとした（第2条関係）。
- 施行期日
この規則は、平成15年8月19日から施行することとした。

規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第101号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和28年北海道規則第218号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の2条を加える。

（とちく場外への持出し許可申請書）

第10条の2 法第10条第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）及び令第3条の2第1項第1号の規定による牛の皮のとちく場外への持出しの許可の申請は、別記第6号様式の2によらなければならない。

2 法第10条第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）及び令第3条の2第1項第2号の規定による牛の卵巣のとちく場外への持出しの許可の申請は、別記第6号様式の3によらなければならない。

3 法第10条第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）及び令第3条の2第1項第3号の規定による獣畜の肉等のとちく場外への持出しの許可の申請は、別記第6号様式の4によらなければならない。

（獣畜の肉等の焼却の報告書）

第10条の3 省令第4条の3第3項第3号の規定による獣畜の肉等が焼却されたことの報告は、別記第6号様式の5によらなければならない。

第13条第1項中「と畜場」を「とちく場」に改め、同条第2項中「及び第11条」を「から

第11条まで」に、「と畜場」を「とちく場」に改める。

第14条第3号中「法第10条第1項から第3項まで（）」を「法第10条第1項、第2項及び第3項本文（これらの規定を）」に改め、同条第8号中「と畜場」を「とちく場」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「と畜場」を「とちく場」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第10条第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定によるとちく場外への持出しの許可に関すること。

第14条に次の1号を加える。

(10) 省令第4条の3第3項第3号の規定による獣畜の肉等の焼却の報告の受理に関すること。

別記第6号様式の次に次の4様式を加える。

別記第6号様式の2（第10条の2関係）

牛の皮のとちく場外への持出し許可申請書	
年 月 日	
保 健 所 長 様 食肉衛生検査所長	
申請者 住所 氏名	㊞
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名〕	
と畜場法第10条第3項第2号及びと畜場法施行令第3条の2第1項第1号の規定により、牛の皮のとちく場外への持出しの許可を受けたいので申請します。	
1 牛の皮を持ち出す理由	
2 とちく場の名称、所在地及び連絡先	
3 持出しの開始年月日及び終了年月日	
4 牛の皮を持ち出す者等の概要 別紙1	
5 牛の皮を保存する者等の概要 別紙2	
6 とちく場の管理者による牛の皮の管理体制の確保のため必要な情報を適切に記録するための措置の状況	
7 牛の皮の保存を行う施設による牛の皮の管理体制の確保のため必要な情報を適切に記録するための措置の状況	

添付書類

1 保存施設が化製場等に関する法律第3条第1項の規定による化製場の設置の許可を受けていることを証明する書類

2 保存施設の平面図

注1 保存施設の平面図には、持ち出した皮の保存場所を明示すること。

2 と畜場法第10条第4項において準用する同条第3項第2号の許可の申請に使用する場合にあっては、この様式に必要な調整を加えて使用すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙1

1 牛の皮を持ち出す者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先

持出し者の氏名(名称)	住 所 (所在地)	連 絡 先

2 持ち出す皮の数量の上限（1日当たり）及び個体識別方法

持出し者の氏名(名称)	皮 の 数 量 の 上 限	個 体 識 別 方 法

3 運搬方法並びに牛の皮の落下及び紛失を防止するための措置内容

持出し者の氏名(名称)	運 搬 方 法	落下及び紛失防止措置の内容

4 持ち出した皮を搬入する保存施設名

持出し者の氏名(名称)	保 存 施 設 名

別紙2

- 1 保存する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先

保存者の氏名(名称)	住 所 (所 在 地)	連 絡 先

- 2 保存施設の名称、所在地及び連絡先

保存者の氏名(名称)	保存施設の名称	所 在 地	連 絡 先

- 3 保存する皮の数量の上限（1日当たり）及び個体識別方法

保 存 施 設 の 名 称	保 存 す る 数 量 の 上 限	個 体 識 別 方 法

- 4 保存方法

保 存 施 設 の 名 称	保 存 方 法

別記第6号様式の3（第10条の2関係）

牛の卵巣のとちく場外への持出し許可申請書

年 月 日

保 健 所 長 様
食肉衛生検査所長

申請者 住所

氏名

㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

と畜場法第10条第3項第2号及びと畜場法施行令第3条の2第1項第2号の規定により、牛の卵巣のとちく場外への持出しの許可を受けたいので申請します。

- 1 牛の卵巣を持ち出す理由（学術研究の用に供する場合は、研究の概要も記載すること。）
- 2 とちく場の名称、所在地及び連絡先
- 3 持出しの開始年月日及び終了年月日
- 4 牛の卵巣を持ち出す者等の概要 別紙1
- 5 牛の卵巣を保存する者等の概要 別紙2
- 6 とちく場の管理者による牛の卵巣の管理体制の確保のため必要な情報を適切に記録するための措置の状況
- 7 牛の卵巣の保存を行う施設による牛の卵巣の管理体制の確保のため必要な情報を適切に記録するための措置の状況

添付書類

- 1 家畜人工授精所で保存する場合にあっては、家畜改良増殖法第24条の規定による家畜人工授精所の開設の許可を受けていることを証明する書類
- 2 保存施設の平面図

注1 保存施設の平面図には、持ち出した卵巣の保存場所を明示すること。

- 2 と畜場法第10条第4項において準用する同条第3項第2号の許可の申請に使用する場合にあっては、この様式に必要な調整を加えて使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙1

- 1 牛の卵巣を持ち出す者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先

持出し者の氏名(名称)	住 所 (所在地)	連 絡 先

2 持ち出す卵巣の数量の上限（1日当たり）及び個体識別方法

持出し者の氏名(名称)	卵 巣 の 数 量 の 上 限	個 体 識 別 方 法

3 運搬方法並びに牛の卵巣の落下及び紛失を防止するための措置内容

持出し者の氏名(名称)	運 搬 方 法	落下及び紛失防止措置の内容

4 持ち出した卵巣を搬入する保存施設名

持出し者の氏名(名称)	保 存 施 設 名

別紙2

1 保存する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先

保存者の氏名(名称)	住 所 (所在地)	連 絡 先

2 保存施設の名称、所在地及び連絡先

保存者の氏名(名称)	保存施設の名称	所 在 地	連 絡 先

3 保存する卵巣の数量の上限（1日当たり）及び個体識別方法

保 存 施 設 の 名 称	保 存 す る 数 量 の 上 限	個 体 識 別 方 法

4 保存方法

保 存 施 設 の 名 称	保 存 方 法

別記第6号様式の4（第10条の2関係）

獣畜の肉等のとちく場外への持出し許可申請書

年 月 日

保 健 所 長
食肉衛生検査所長 様

申請者 住所
氏名



〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

と畜場法第10条第3項第2号及びと畜場法施行令第3条の2第1項第3号の規定により、獣畜の肉等のとちく場外への持出しの許可を受けたいので申請します。

- 1 持ち出す理由
- 2 とちく場の名称、所在地及び連絡先
- 3 持出しを行う年月日
- 4 持ち出す部位及び量
- 5 持出しを行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先並びに運搬方法

持出し者の氏名(名称)	住 所 (所 在 地)	連 絡 先	運 搬 方 法

- 6 焼却する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに連絡先

焼却者の氏名(名称)	住 所 (所 在 地)	連 絡 先

- 7 焼却施設の名称、所在地及び連絡先

焼 却 施 設 の 名 称	所 在 地	連 絡 先

- 8 とちく場の管理者による獣畜の肉等の管理体制の確保のため必要な情報を適切に記録するための措置の状況

添付書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号に規定する委託契約書の写し

注1 と畜場法第10条第4項において準用する同条第3項第2号の許可の申請に使用する場合にあっては、この様式に必要な調整を加えて使用すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第6号様式の5（第10条の3関係）

獣畜の肉等の焼却報告書

年 月 日

保 健 所 長
食肉衛生検査所長 様

報告者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

と畜場法施行規則第4条の3第3項第3号の規定により、獣畜の肉等を焼却しましたので、これを証明する書類を添えて報告します。

- 1 とちく場の名称及び所在地
- 2 持出し年月日
- 3 焼却施設名及び所在地
- 4 焼却年月日

添付書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の写し又はこれに代わる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第1456号

北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第5条第2項の規定に基づき、恵山道立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び渡島支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

道路（車道）

路 線 名	起 点	及	び	終 点
川汲函館線	起点 茅部郡南茅部町字川汲（道立自然公園境界）			
	終点 茅部郡南茅部町字川汲（道立自然公園境界）			

北海道告示第1457号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

氏 名	診 療 科 目	従 業 場 所	指 定 年 月 日
尾形 昭彦	内 科 ・ 外 科	恵庭市島松仲町1丁目4-19 医療法人社団尾形病院	平成15. 7.31
熊谷 洋	呼 吸 器 科	石狩市花川南7条5丁目5 医療法人悠気会熊谷病院	同
谷口 正也	眼 科	八雲町東雲町50 八雲総合病院	同
関口 洋平	内 科	函館市本町33-2 函館中央病院	同
愛宕 義浩	耳 鼻 咽 喉 科	同	同
中西 尚史	脳 神 経 外 科	同 神山1丁目4-12 医療法人社団函館脳神経病院	同
西亦 一雄	内 科	同 堀川町4-5 社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院	同
田沼 康	泌 尿 器 科	同	同
田中 俊明	同	八雲町東雲町50 八雲総合病院	同
佐々木拓郎	整 形 外 科	同	同
谷口 聡	内 科	同	同
江端 真一	同	同	同
入野田 崇	外 科	函館市五稜郭町38-3 社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院	同
目黒 英二	同	同	同
大和田雅信	脳 神 経 外 科	同	同
中島 菊雄	整 形 外 科	同 港町1丁目10-1 市立函館病院	同
中野 淳	循 環 器 科	同 富岡町2丁目10-10 函館市医師会病院	同
遠山 茂	外 科	同 港町1丁目10-1 市立函館病院	同
三輪 博久	消化器科・泌尿器科	同 中島町7-21 社会福祉法人函館共愛会共愛会病院	同
野木 俊二	小 児 科	同 川原町18-16 国立函館病院	同
三井 敏文	整 形 外 科	同	同
大湯 淳功	小 児 科	同 本町33-2 函館中央病院	同
川口 務	脳 神 経 外 科	同 中島町7-21 社会福祉法人函館共愛会共愛会病院	同
戸嶋 潤	整 形 外 科	同 堀川町4-5 社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院	同
上田 睦	外 科	同 寿都町字新栄町151 道立寿都病院	同
山口 祐司	眼 科	同 美唄市東4条南1丁目3-1 美唄労災病院	同
米増 保之	脳 神 経 外 科	同 砂川市西4条北2丁目1-1 砂川市立病院	同
江口 紀之	整 形 外 科	同	同
新崎 人土	内 科	同	同
吉田 行範	同	同	同
金井 哲伸	内科・消化器科	同 岩見沢市2条西7丁目1-1 医療法人社団平安会かない内科・消化器クリニック	同

金泉 悦子	耳 鼻 咽 喉 科	同 滝川市大町2丁目2-34 滝川市立病院	同
加藤 高広	小 児 科	同 砂川市西4条北2丁目1-1 砂川市立病院	同
大山 和彦	内 科	同 幌加内町字幌加内4941 幌加内町国民健康保険病院	同
小川 太郎	リハビリテーション科	同 美唄市東4条南1丁目3-1 美唄労災病院	同
砂押 研一	泌 尿 器 科	同 砂川市西4条北2丁目1-1 砂川市立病院	同
町田 卓郎	内 科	同 長沼町中央南2丁目2-1 町立長沼病院	同
大坂 康博	同	同 栗沢町南本町30 国民健康保険町立栗沢病院	同
山崎 卓	同	同	同
執行 雅紀	泌 尿 器 科	同 赤平市本町3丁目2 市立赤平総合病院	同
黒瀬 龍彦	内 科	同 岩見沢市4条東16丁目5 労働福祉事業団岩見沢労災病院	同
川本 雅樹	外 科	同 芦別市本町14 市立芦別病院	同
三上 雅史	内 科	同	同
新井 正之	同	同 滝川市江部乙町1452-1 医療法人優仁会若葉台病院	同
塩月 達也	同	同	同
後藤 孝	耳 鼻 咽 喉 科	同 富良野市幸町13-1 社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	同
小池 台介	内 科	同 東神楽町ひじり野北1条3丁目1-1 ひじり野小池クリニック	同
若山 芳彦	外科・整形外科・内科・小児科	同 音威子府村字音威子府509-88 音威子府診療所	同
三好 俊行	整 形 外 科	同 留萌市東雲町2-16 留萌市立病院	同
林 恵充	脳 神 経 外 科	同	同
井上 玲	眼 科	同 稚内市中央4丁目11-6 市立稚内病院	同
高下 圭一	内 科	同 利尻町杓形字緑町11 利尻島国保中央病院	同
佐々木 彰	小 児 科 ・ 内 科	同	同
桐山 健司	脳 神 経 外 科	同 北見市北3条西4丁目2 小林病院	同
今淵 隆誠	整 形 外 科	同 網走市北6条西1丁目9 J A北海道厚生連網走厚生病院	同
吉田 克成	脳 神 経 外 科	同 遠軽町大通北3丁目1 J A北海道厚生連遠軽厚生病院	同
曾ヶ端克哉	外 科	同 津別町幸町61 津別病院	同
前田 隆志	同	同 女満別町西4条4丁目1-29 女満別中央病院	同
長沼 利恵	小 児 科	同 美幌町字美富9 美幌療育病院	同
竹江 篤	整 形 外 科	同 北見市光西町181 竹江整形外科医院	同
合六 孝広	同	同 紋別市緑町5-6-8 道立紋別病院	同
豊田 裕	泌 尿 器 科	同 網走市北6条西1丁目9 J A北海道厚生連網走厚生病院	同
竹山 吉博	同	同	同
小澤 慶一	整 形 外 科	同 登別市登別温泉町133 登別厚生年金病院	同
入江 学	同	同	同
加藤 竜男	同	同 苫小牧市本幸町1丁目2-21 苫小牧市立総合病院	同
新谷 好正	脳 神 経 外 科	同 室蘭市新富町1丁目5-13 医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	同

茶木 良	消 化 器 科	苫小牧市新中野町 3 丁目 9－10 医療法人同樹会苫小牧病院	平成15. 7.31	羽場 等	整 形 外 科	釧路市春湖台 1－12 市立釧路総合病院	同
今村 将史	外 科	白老町日の出町 3 丁目 1－1 白老町立国民健康保険病院	同	佳久 哲宜	小 児 科	中標津町西10条南 9 丁目 町立中標津病院	同
小野 暁	小 児 科	室蘭市新富町 1 丁目 5－13 医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	同	田中 和幸	外 科	根室市有磯町 1 丁目 2 市立根室病院	同
長谷川 靖	内 科	室蘭市新富町 1 丁目 5－13 医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	同	大島 昌輝	内 科	同	同
坂本 泰輔	形 成 外 科	室蘭市新富町 1 丁目 5－13 医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	同	池田 和彦	泌 尿 器 科	同	同
江川 潔	小 児 科	室蘭市新富町 1 丁目 5－13 医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	同	山田 大樹	眼 科	中標津町西10条南 9 丁目 町立中標津病院	同
深町 唯博	内 科	苫小牧市明野新町 5 丁目 1－30 医療法人社団平成醫塾苫小牧東病院	同	北海道告示第1458号			
徳永 雄幸	内科・リハビリテーション科	苫小牧市青葉町 2 丁目 9－19 医療法人社団養生館青葉病院	同	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の 2 第 1 項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を次のとおり指定した。			
井上 大成	外 科	室蘭市山手町 3 丁目 8－1 市立室蘭総合病院	同	平成15年 8 月19日			
高島 健	同	同	同	名	称	所 在 地	北海道知事 高 橋 はるみ
原田 敬介	同	同	同	の み や ま 眼 科	北見市北 6 条西 5 丁目 1	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
稲田 浩	内 科	広尾町公園通南 4 丁目 1 広尾町国民健康保険病院	同	（指定訪問看護事業者）		眼科に関する医療	平成15. 8. 1
西原 和郎	外 科	同	同	特定非営利活動法人かしわのもり	鹿追町南町 1 丁目 4 番地 4	―	同
浦 茂久	神 経 内 科	帯広市西 6 条南 8 丁目 1－1 J A北海道厚生連帯広厚生病院	同	（訪問看護ステーション）			
相原 峰子	内科・小児科	鹿追町東町 1 丁目38 鹿追町国民健康保険病院	同	訪問看護ステーションかしわのもり	同	―	同
長谷川友紀	眼 科	釧路市中園町13－23 釧路労災病院	同	白ゆり調剤薬局鹿部店	鹿部町字鹿部100番114	―	同
津坂 和文	神 経 内 科	同	同	わ か や ぎ 調 剤 薬 局	三笠市若松町11番地 1	―	同
佐藤富士夫	内 科	標茶町開運 4 丁目 1 標茶町立病院	同	ユ ア ー ズ 調 剤 薬 局	稚内市富岡 2 丁目 1 番21号	―	同
加藤 久昌	外 科	釧路市治水町 3－14 道東勤医協釧路協立病院	同	ポプラ薬局苫小牧本店	苫小牧市矢代町 2 丁目 9 番12号	―	同
本城 信吾	内 科	同	同	み う ら 薬 局	虻田町字高砂町159番地 2	―	同
梶原 譲	同	厚岸町字住の江町 3－63 町立厚岸病院	同	株式会社 摩周調剤薬局	弟子屈町泉 2 丁目 3－5	―	同
飯星 智史	脳 神 経 外 科	釧路市春湖台 1－12 市立釧路総合病院	同	北海道告示第1459号			
入江 伸介	同	同 芦野 1 丁目27－1 釧路脳神経外科病院	同	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。			
中村 智晴	内科・循環器科	同 幣舞町 4－30 釧路市医師会病院	同	平成15年 8 月19日			
森 正光	内科・小児科・リウマチ科	弟子屈町泉 2 丁目 3－1 J A北海道厚生連摩周厚生病院	同	北海道知事 高 橋 はるみ			
安賀 裕	外 科	同	同				

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量（％）	その他の規格	生 産 業 者	登録有効期限
北海道第2039号	米ぬか油かす及びその粉末	2.6米ぬか油かす粉末	窒 素 全 量 2.6 りん酸全量 5.3 加 里 全 量 1.0	該当なし	名 称 住 所 道東油糧株式会社 帯広市西 1 条南11丁目 1 番地	平成21. 8.11

北海道告示第1460号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
北竜土地改良区	石油沢第1頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	石油沢第2頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第1461号

道営土地改良（南富良野地区中山間地域総合整備（農業用排水、客土、暗きょ、農用地改良保全、ほ場整備））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年8月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、真狩村の行う土地改良（真狩南地区小規模土地改良（暗きょ））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成15年8月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1463号

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書の手換交付が行われた旨通報があった。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

証 明 書 番 号	申 請 の 事 由	変 更 後	変 更 前
平14北海道7第119号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	函館市 佐藤 勇	蛇田町 森川 武

平14北海道6第43号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	函館市 大国 勝美	函館市 木村 益男
平14北海道9第262号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	函館市 佐藤 定男	浦幌町 佐藤 重夫
平14北海道11第41号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	函館市 佐藤 定男	別海町 大道 實
平14北海道6第34号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	函館市 伊藤 文夫	函館市 小林 美義
平14北海道6第41号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	奥尻町 長谷川 博	函館市 佐藤 勇
平14北海道16第12号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	奥尻町 白戸 忠昭	幕別町 石川 達敏
平14北海道9第64号	種畜の名称の変更	北糸平	糸平茂
平14北海道9第64号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	鹿部町 有限会社道南ファーム	新得町 北海道立畜産試験場
平14北海道9第65号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	鹿部町 有限会社道南ファーム	新得町 北海道立畜産試験場

北海道告示第1464号

平成15年北海道告示第548号（北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

11沿岸漁業漁村振興構造改善事業の項中	を	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	10分の6以内 10分の5.6以内 10分の6以内 10分の5.6以内
		2分の1以内 2分の1以内 10分の4以内 10分の4以内 2分の1以内	10分の5.6以内 10分の5.6以内 10分の4.6以内 10分の4.6以内 10分の6以内
		2分の1以内	10分の6以内

(水産林務部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 浜の改革推進事業 漁業生産の合理化や経営の多角化、新たな就労の場づくりなどの取組を推進し安定的な漁業生産と漁村地域の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が浜の改革推進事業を行う漁業協同組合、漁業者グループ等に対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費	2 分の 1 以内	共通第14号様式 共通第20号様式 水林第1号様式 水林第2号様式 その1からその9まで 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 水林第3号様式 その1からその8まで	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	

2 野生水生動物共存対策事業 高強度漁網の導入により本道周辺に來遊するトドによる漁業被害を防止するため、予算の範囲内で補助する。	漁業協同組合	漁業協同組合が野生水生動物共存対策事業を行うのに要する経費のうち、高強度漁網を用いた袋網の購入に要する経費	8 分の 5 以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 水林第1号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第1号様式 別に指示する様式	提出部数 正副 2 部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	
3 漁業集落排水事業償還基金造成事業 漁業集落排水施設の整備の促進、漁港及び周辺水域の浄化と漁村地域の生活環境の改善を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う、漁業集落排水事業に係る地方債償還のための基金（漁業集落排水事業償還基金）の造成に要する経費	10分の10以内 （市町村が漁業集落排水事業償還基金に積み立てる額と、前年度の漁業集落排水事業に要した経費（雨水排水施設を除く。）の15パーセントの額のいずれか低い額）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	
4 多元的資源管理型漁業推進事業 本道周辺海域における水産資源を持続的に利用していくため、地域の漁業実態に即した漁業者自らによる資源管理の取組を促進するため、予算の範囲内で補助する。			4 分の 3 以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁（北海道漁業協同組合連合会にあっては、水産林務部漁業管理課）	
(1) 取組の推進	市町村 漁業協同組合 北海道指導漁業協同組合連合会	市町村、漁業協同組合、北海道指導漁業協同組合連合会が指導調整、情報収集等を行う場合又は市町村が指導調整、情報収集等を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					

(2) 試験調査	市町村	市町村が試験調査を行うのに要する経費					
(3) 実践活動	市町村 漁業協同組合 北海道指導漁業協同組合連合会 漁業者等が組織する団体	市町村、漁業協同組合、北海道指導漁業協同組合連合会、漁業者等が組織する団体が実践的な活動を行う場合又は市町村が実践的な活動を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業者等が組織する団体に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
(4) 資源管理・営漁指導指針の策定 ア 資源管理・営漁指導指針の策定 イ 地域漁業の現状等調査 ウ 取組の推進	漁業協同組合 北海道指導漁業協同組合連合会 市町村 漁業協同組合 北海道指導漁業協同組合連合会 市町村 漁業協同組合 北海道指導漁業協同組合連合会	市町村、漁業協同組合、北海道指導漁業協同組合連合会が資源管理・営漁指導指針の策定等を行う場合又は市町村が資源管理・営漁指導指針の策定等を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する経費					
5 木材産業構造改革特別対策事業（構造改革企業群育成強化事業） 木材産業を営む者が行う構造改革に対する取組を支援し、体質の強い木材産業の構築を図るため、予算の範囲内で補助する。	木材産業を営む者	木材産業を営む者が行う木材産業構造改革特別対策事業のうち、構造改革企業群育成強化事業に要する経費	2分の1以内	共通第6号様式 共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 実施設計書 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第8号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
6 木質バイオマス資源活用促進事業（資源利用調査研究事業） 間伐材や林地残材等の木質バイオマス資源の利用を	林業者等の組織する団体	団体が行う末木枝条、未利用間伐材、未利用木質資源の有効利用を図ることを目的とした調査研究に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

促進するため、予算の範囲内で補助する。				団体の規約別に指示する様式			
7 森林整備活性化事業 森林整備の合理化を図り林業経営コストの低減を通じて森林整備を推進するため、予算の範囲内で補助する。	森林整備合理化計画の認定を受けた者で、森林整備活性化資金と林業基盤整備資金を同時に借り入れようとするもの	次に掲げる事業の経費から当該事業に係る補助金額を差し引いた額 (1) 流域循環資源林整備事業 (2) 公的森林整備推進事業 (3) 流域公益保全林整備事業	7 分の 1	共通第 2 号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第 2 号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
8 地域森林管理体制整備モデル事業 意欲ある林業者等への受・委託を促進するための条件整備を行うことにより、地域における森林の管理体制の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が行う地域森林管理体制整備モデル事業に要する経費	2 分の 1 以内	共通第 2 号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第 2 号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
9 「森林と人との共生林」保全利用推進事業 地域住民自らが主体となった自然環境の保全や日常的な利活用を促すことにより、身近な森林を北海道における里山として認識し、森林と共生する豊かな環境づくりを促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	モデル地区での活動に対する支援に要する経費	2 分の 1 以内	共通第 2 号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第 2 号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

北海道告示第1466号

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第 6 条第 2 項（第19条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、胆振、日高、十勝及び釧路支庁管内沖合海域における小型機船底びき網漁業（手繰第 2 種「ししゃもけた網漁業」）について、その許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成15年 8 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

平成15年 9 月 3 日から12日まで

北海道告示第1467号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年 8 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所 松前郡松前町字原口565の1・574（以上2筆について次の図
在場所 に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所 松前郡福島町字岩部269の1（次の図に示す部分に限る。）
在場所
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1468号

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
- 路 線 名 区

間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所 厚岸郡厚岸町大字太田村字片無去142の1（次の図に示す部分
在場所 に限る。）
- 2 保安林として指定さ 風害の防備
れた目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1469号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の 山越郡八雲町内浦町122、123の1、125の1、128の1
所在場所
- 2 保安林として指定さ 潮害の防備
れた目的
- 3 解 除 の 理 由 公共施設用地とするため

北海道告示第1470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

湯内内園線	深川市納内町3丁目3934番8地先から 深川市納内町3丁目3934番8地先まで	前	20.20mから 20.20mまで	14.00m	—	北海道札幌土木現業所
		後	19.70mから 19.70mまで	14.00m	—	
	深川市納内町2丁目6358番4地先から 深川市納内町2丁目6358番4地先まで	前	17.20mから 19.50mまで	16.34m	—	
		後	19.50mから 19.50mまで	16.34m	—	
夕張岩見沢線	空知郡栗沢町万字二見町1番地先から 空知郡栗沢町万字二見町1番地先まで	前	36.49mから 103.93mまで	146.28m	—	同
		後	45.54mから 115.78mまで	146.28m	—	
美唄達布岩見沢線	岩見沢市西川町427番地先から 岩見沢市西川町428番1地先まで	前	17.97mから 21.83mまで	180.76m	—	同
		後	19.04mから 20.00mまで	180.76m	—	
岩内洞爺線	虻田郡真狩村字真狩6番42地先から 虻田郡真狩村字真狩16番7地先まで	前	20.00mから 20.00mまで	150.00m	—	北海道小樽土木現業所
		後	20.00mから 20.00mまで	150.00m	—	
		後	12.00mから 24.00mまで	159.40m	—	
奥尻島線	奥尻郡奥尻町字米岡177番1地先から 奥尻郡奥尻町字米岡386番1地先まで 奥尻郡奥尻町字米岡177番1地先から 奥尻郡奥尻町字米岡386番1地先まで	前	10.70mから 24.68mまで	1,700.00m	—	北海道函館土木現業所
		後	11.51mから 26.78mまで	1,700.00m	—	
城丘江差線	檜山郡厚沢部町本町77番地先（河川敷地）から 檜山郡厚沢部町本町77番地先（一般国道227号交点）まで 檜山郡厚沢部町本町77番地先（河川敷地）から 檜山郡厚沢部町本町77番地先（一般国道227号交点）まで	前	14.30mから 26.20mまで	49.50m	一般国道227号 重複L=13.50m	同
		後	14.30mから 26.20mまで	53.50m	一般国道227号 重複L=19.24m	
函館上磯線	函館市鍛冶2丁目150番48地先から 函館市鍛冶2丁目214番7地先まで 函館市鍛冶2丁目150番48地先から 函館市鍛冶2丁目214番7地先まで	前	25.00mから 39.86mまで	226.01m	—	同
		後	25.00mから 39.86mまで	226.01m	—	
杓形仙法志篤泊線	利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎163番4地先から 利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎234番地先まで	前	8.82mから 16.50mまで	425.00m	—	北海道稚内土木現業所
		前	21.50mから 55.50mまで	400.00m	—	

後	8.82mから 16.50mまで	425.00m	—
後	21.50mから 55.50mまで	400.00m	—

北海道告示第1471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日・時間
道道 新開旭川線	旭川市神楽岡公園1番8地先から 旭川市宮前通東4155番1地先まで	平成15. 8.29午後1時

北海道告示第1472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 上武佐計根別停車場線
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との 重 複 区 間
標津郡中標津町字上標津 112番1地先から標津郡中 標津町字計根別115番8地 先まで	前	15.00mから 19.22mまで	1,391.90m	—
	前	17.89mから 28.87mまで	1,384.76m	—
	後	17.89mから 28.87mまで	1,384.76m	—

北海道告示第1473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり

変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 函館圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・203号	七重浜駅前通 1丁目	上磯町七重浜 1丁目	上磯町七重浜 1丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 旭川圏都市計画都市高速鉄道に係る事項

(1) 都市計画の種類 都市高速鉄道

(2) 都市計画を定める土地の区域

名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
1	北海道旅客鉄道株 式会社宗谷線	旭川市宮前通 西	旭川市永山町 9丁目	旭川市流通団 地1条4丁目
2	北海道旅客鉄道株 式会社函館線	旭川市近文町 16丁目	旭川市宮前通 西	旭川市曙1条 3丁目
3	北海道旅客鉄道株 式会社富良野線	旭川市神楽岡 12条1丁目	旭川市宮前通 西	旭川市神楽岡 公園

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 夕張圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・3号	千代田丁末線	夕張市若菜 夕張市丁未	夕張市鹿の谷 3丁目

4 旭川圏都市計画下水道に係る事項

- ア 名 称 旭川公共下水道
イ 位 置

名 称	起 点	終 点
西神楽 1 号幹線	旭川市忠和 4 条 8 丁目	旭川市神楽 5 条 1 丁目
永山南 1 号幹線	旭川市神居町忠和	旭川市亀吉 1 条 3 丁目
西部放流幹線	旭川市神居町忠和	旭川市神居町忠和

- a 变更前

名	称	位	置
旭神汚水中継ポンプ場		旭川市旭神町	

- b 変更後

名	称	位	置
旭神汚水中継ポンプ場		旭川市旭神1条3丁目	

- (ウ) その他の施設の廃止する土地の区域

名	称	位	置
神楽岡岡地汚水中継ポンプ場			旭川市緑が丘5条1丁目

5 美幌都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 緑地
(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 変更する部分

名 称	位 置
2号 網走川河畔公園	網走郡美幌町字鳥里、字鳥里1丁目～4丁目、字瑞治、字美禽、字元町及び字昭野
3号 せせらぎ公園	網走郡美幌町字青山北、字青山南、字東4条南3丁目、字東4条南4丁目、字東4条南5丁目、字青葉1丁目及び2丁目並びに字美富

6 紋別都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定める土地の区域

ア 変更する部分

名	称	位	置
9・6・1	オホーツク流水公園	紋別市元紋別及び小向	
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)			

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

都 市 計 画 の 種 類	市町村名
札幌圏都市計画都市再生特別地区	札 幌 市
富良野都市計画地区計画（南大沼地区）	富良野市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

都 市 計 画 の 種 類	市町村名
札幌圏都市計画道路	札 幌 市
札幌圏都市計画道路	北広島市
札幌圏都市計画と畜場	江 別 市
美唄奈井江都市計画公園	奈井江町
美瑛都市計画用途地域	美 瑛 町
中標津都市計画道路	中標津町

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏 名 又 は 団 体 名	功 績 の 内 容
利 尻 富 士 町	田 中 照 夫	自然保護功労
新 得 町	新得町立富村牛小中学校	同

公

告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 事業概要

- (1) 業 務 名 特定種個体系統識別調査
- (2) 業務内容 北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づき指定した指定希少野生動植物のうち、野生種と栽培・流通種で系統の近縁関係が不明なため特定希少野生動植物指定を見送ったものについて、遺伝的系統を調査する。
- (3) 履行期限 平成16年2月27日

2 参加資格及び選定基準

- (1) プロポーザルの提出者に要求される資格
 - ア 過去2年間（平成13年度から平成14年度）に官公庁又は民間企業と本業務に類似する業務の契約・履行実績がある法人又は団体
 - イ 道内に営業・運営拠点を持つ法人又は団体
- (2) 選定基準
 - ア 解析方法と分類制度の考え方
 - イ 体制の充実度
 - ウ 専門的な知識
 - エ 解析成果の充実度

3 手続等

- (1) 担当部課 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境室自然環境課
電話番号 011-231-4111 内線 24-392
ファクシミリ 011-232-6790
E-mail kansei.shizen1@pref.hokkaido.jp

(2) 企画提案に係る説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- ア 交付期間 平成15年8月19日（火）から26日（火）まで（土曜日及び日曜日は除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 交付場所 (1)に同じ。
- ウ 交付方法 直接交付する（郵送等は、しない）。

(3) 資格審査申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成15年8月26日（火）午後5時必着
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成15年9月9日（火）午後5時必着
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参による。

4 その他

詳細は、企画提案に係る説明書による。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 業務概要

- (1) 業 務 名 「民間テレビ放送等を活用したエイズ広報」実施事業
- (2) 業務内容 道民に対して、エイズに関する正しい知識の普及啓発を推進し、感染のまん延防止と患者・感染者への差別や偏見の解消を図る。
- (3) 履行期限 平成15年12月10日

2 参加資格及び特定基準

- (1) 企画提案の提出者に要求される資格
 - ア 広告等の企画・制作・放送などを業としているものであること。
 - イ 道内に本社、支社、支店又は営業所を有しているものであること。
- (2) 企画提案の特定基準
 - ア 広報媒体 放映テレビ局の選定（2局以上）、放送日時の選定及び補助的媒体の選定
 - イ 広報内容 テーマ、構成、対象者の設定及び企画内容
 - ウ 企業概要 実施体制等

3 手続等

- (1) 担当部局 北海道保健福祉部疾病対策課

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 内線 25-413 ファクシミリ 011-232-8216 メールアドレス hofuku.shippei2@pref.hokkaido.jp (2) 説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 平成15年8月19日(火)から9月2日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで) イ 交付場所 (1)に同じ。 (3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び提出方法 ア 受領期限 平成15年9月3日(水)午後3時まで イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参による。 (4) プロポーザルの受領期限、提出場所及び提出方法 ア 受領期限 平成15年9月17日(水)午後3時まで イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参による。 4 その他 詳細は、平成15年度民間テレビ放送等を活用したエイズ広報業務企画指示書による。	労働者に占める新規雇用の失業者の割合がおおむね4分の3以上又は、事業費に占める人件費割合がおおむね7割以上であり、かつ、事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者数の割合がおおむね85パーセント以上を確保できること。 (イ) 新規に雇用する労働者の募集にあつては、原則として公共職業安定所への求人申込みにより行うものであること。 なお、文書による募集、直接募集等を行う場合は、募集の公開を図ること。 (ウ) 新規雇用において、特に厳しい状況にある中高年離職者及び若年者に配慮するとともに、障害者等の就職困難者が本事業から排除されることのないよう努めること。 (エ) 新規雇用者1人平均の計画実労働日数が45日以上6箇月未満とすること。 (2) プロポーザルの選定基準 次の事項を審査し、総合的に判断する。 ア 業務遂行能力 イ 新規雇用の内容 ウ 調査項目の内容 エ 調査手法の妥当性 3 手続等 (1) 担当部局 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1 北海道上川支庁経済部商工労働観光課 電話番号 0166-46-5111 内線 2415 ファクシミリ 0166-46-5208 (2) プロポーザル説明書及び参加表明書交付期間、交付方法及び照会先 ア 交付期間 平成15年8月19日(火)から26日(火)まで イ 交付方法 直接交付、郵送等及び電子メールによる。 ウ 照会先 (1)に同じ。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法 ア 提出期限 平成15年8月26日(火) イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便等)に限る。 (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法 ア 提出期限 平成15年9月9日(火) イ 提出場所 (1)に同じ。 ウ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便等)に限る。 4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 契約書の作成の要否 要
支 庁 公 告	
次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成15年8月19日 北海道上川支庁長 青 木 次 郎 1 業務概要 (1) 業 務 名 上川広域商圈動向調査 (2) 業務内容 上川支庁管内全市町村において、消費者の購買行動を調査するアンケート調査を実施し、結果分析及び報告書作成を行う。 (3) 履行期限 平成16年3月15日(月) 2 参加資格及び選定基準 (1) プロポーザル提出者に要求される資格 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 過去に経済関係の調査業務を行った実績を有すること。 ウ 雇用については、次の条件を満たすこと (ア) 事業費に占める人件費割合がおおむね8割以上であり、かつ、事業に従事する全	

- (3) 企画提案に関するプレゼンテーションを実施する。
(4) 詳細は、プロポーザル説明書による。

道 立 江 差 病 院 告 示

北海道立江差病院告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年8月19日

北海道立江差病院長 鈴木 隆

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度下期において北海道立江差病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年8月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約

(2) 資 格 北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 北海道立江差病院の患者等の寝具類

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 平成15年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。
(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。
(6) 北海道立江差病院の患者等の寝具類を北海道立江差病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。
(7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年8月25日から29日まで
(2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立江差病院 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
(2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。	
北海道立江差病院告示第7号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年8月19日 北海道立江差病院長 鈴木 隆	
1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 北海道立江差病院の患者等の寝具の借入に係る1組1日当たりの単価及び北海道立江差病院の患者等の病衣の借入に係る1組1日当たりの単価 イ 数 量 調達予定数量 寝具延べ 29,280組 病衣延べ 22,546組 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで (4) 納入場所 北海道立江差病院 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道立江差病院告示第6号に規定する北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院（送付による場合は、郵便番号 043-0022 北海道立江差病院） (2) 入札日時 平成15年9月3日 午後2時（送付による場合は、必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。 6 送付等による入札 (1) 送付による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。 (2) 電報による入札は、認めない。 7 電子入札の可否 否	
8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道立江差病院 イ 所在地 郵便番号 043-0022 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 電話番号 01395-2-0036 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
道立寿都病院告示	
北海道立寿都病院告示第9号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年8月19日 北海道立寿都病院長 安達博昭	
1 資格及び調達をする物品等の種類	

平成15年度下期において北海道立寿都病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年8月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）契約
- (2) 資 格 北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立寿都病院の患者等の寝具類

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。
- (6) 北海道立寿都病院の患者等の寝具類を北海道立寿都病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。
- (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年8月19日から25日まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行

わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立寿都病院 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立寿都病院告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月19日

北海道立寿都病院長 安 達 博 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立寿都病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立寿都病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数 量 調達予定数量 寝具延べ 2,928組 病衣延べ 2,401組 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで (4) 納 入 場 所 北海道立寿都病院 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道立寿都病院告示第9号に規定する北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院（送付による場合は、郵便番号 048-0401 北海道立寿都病院庶務課） (2) 入 札 日 時 平成15年9月1日 午後2時（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 送付等による入札 (1) 送付による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。 (2) 電報による入札は、認めない。 7 電子入札の可否 否 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他	(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立寿都病院 イ 所 在 地 郵便番号 048-0401 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 電話番号 0136-62-2411 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
	道 立 紋 別 病 院 告 示
	北海道立紋別病院告示第7号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年8月19日 北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成15年度下期において北海道立紋別病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年8月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立紋別病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。
- (6) 北海道立紋別病院の患者等の寝具類を北海道立紋別病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。
- (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成15年8月19日から28日まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立紋別病院 北海道紋別市緑町5丁目6番8号

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立紋別病院告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月19日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立紋別病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立紋別病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数 量 調達予定数量 寝具延べ 33,489組
病衣延べ 11,386組

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで

- (4) 納入場所 北海道立紋別病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立紋別病院告示第7号に規定する北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院 別棟会議室（送付による場合は、郵便番号 094－8709 北海道立紋別病院 庶務課） (2) 入 札 日 時 平成15年9月4日 午後1時30分（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 送付等による入札 (1) 送付による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。 (2) 電報による入札は、認めない。 7 電子入札の可否 否 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立紋別病院 イ 所 在 地 郵便番号 094－8709 北海道紋別市緑町5丁目6番8号	電話番号 01582－4－3111 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
	道 立 北 見 病 院 告 示
	北海道立北見病院告示第7号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年8月19日 北海道立北見病院長 山 口 保 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成15年度下期において北海道立北見病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年8月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立北見病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立北見病院の患者等の寝具類を北海道立北見病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年8月21日から27日まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立北見病院庶務課 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立北見病院告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月19日

北海道立北見病院長 山 口 保

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立北見病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立北見病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数 量 調達予定数量 寝具延べ 17,751組
病衣延べ 13,136組

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで

- (4) 納 入 場 所 北海道立北見病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立北見病院告示第7号に規定する北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院会議室（送付による場合は、郵便番号 090-0058 北海道立北見病院庶務課）

- (2) 入 札 日 時 平成15年9月4日 午後4時（送付による場合は、必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 送付等による入札

- (1) 送付による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。
- (2) 電報による入札は、認めない。

7 電子入札の可否 否 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の可否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立北見病院 イ 所 在 地 郵便番号 090－0058 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 電話番号 0157－24－6261 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	北海道立羽幌病院長 佐 藤 卓 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成15年度下期において北海道立羽幌病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年8月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物品等の種類 北海道立羽幌病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立羽幌病院の患者等の寝具類を北海道立羽幌病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
道 立 羽 幌 病 院 告 示	
北海道立羽幌病院告示第5号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年8月19日	

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年8月19日から27日まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行
わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立羽幌病院庶務課 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請
を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資
格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなけれ
ばならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日
から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日まで
とする。
- (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間
の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、
当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立羽幌病院告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月19日

北海道立羽幌病院長 佐 藤 卓

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立羽幌病院の患者等の寝具の借入に係る1組1日当たりの単価及び北海道
立羽幌病院の患者等の病衣の借入に係る1組1日当たりの単価

イ 数 量 調達予定数量 寝具延べ 14,457組
病衣延べ 7,518組

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 北海道立羽幌病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立羽幌病院告示第5号に規定する北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の
賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院1階会議室
（送付による場合は、郵便番号 078-4197 北海道立羽幌病院庶
務課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年9月3日 午後2時（送付による場合は、平成15年9月
2日 午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 送付等による入札

- (1) 送付による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。
- (2) 電報による入札は、認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関
する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例
によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立羽幌病院 イ 所 在 地 郵便番号 078-4197 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 電話番号 01646-2-1276 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
道 立 釧 路 病 院 告 示	
北海道立釧路病院告示第7号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年8月19日 北海道立釧路病院長 田 中 久 史 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成15年度下期において北海道立釧路病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年8月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借(洗濯業務及び院内搬送業務を含む。)契約 (2) 資 格 北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借(洗濯業務及び院内	
搬送業務を含む。)の資格(以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立釧路病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立釧路病院の患者等の寝具類を北海道立釧路病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 平成15年8月25日から29日まで (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立釧路病院 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請	

を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立釧路病院告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月19日

北海道立釧路病院長 田 中 久 史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立釧路病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立釧路病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数 量 調達予定数量 寝具延べ 4,575組
病衣延べ 4,163組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道立釧路病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立釧路病院告示第7号に規定する北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院5階会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0805 北海道立釧路病院）

(2) 入札日時 平成15年9月5日 午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 送付等による入札

(1) 送付による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立釧路病院 イ 所 在 地 郵便番号 085-0805 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 電話番号 0154-91-2121 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類を北海道立苫小牧病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
道立苫小牧病院告示	
北海道立苫小牧病院告示第7号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年8月19日 北海道立苫小牧病院長 常 松 和 則 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成15年度下期において北海道立苫小牧病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年8月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。	4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 平成15年8月25日から29日まで (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立苫小牧病院 北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日

から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立苫小牧病院告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月19日

北海道立苫小牧病院長 常 松 和 則

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立苫小牧病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立苫小牧病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数 量 調達予定数量 寝具延べ 8,784組
病衣延べ 6,324組

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで
(4) 納入場所 北海道立苫小牧病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立苫小牧病院告示第7号に規定する北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号 北海道立苫小牧病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号 北海道立苫小牧病院（送付による場合は、郵便番号 053-0045 北海道立苫小牧病院庶務課）
(2) 入札日時 平成15年9月4日 午後2時（送付による場合は、必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 送付等による入札

- (1) 送付による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。
(2) 電報による入札は、認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立苫小牧病院

イ 所 在 地 郵便番号 053-0045 北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号
電話番号 0144-34-1651

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

道立緑ヶ丘病院告示

北海道立緑ヶ丘病院告示第11号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年8月19日

北海道立緑ヶ丘病院長 伊藤 勝三

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度下期において北海道立緑ヶ丘病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年8月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）契約
- (2) 資 格 北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成15年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。
- (6) 北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類を北海道立緑ヶ丘病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。
- (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）に

ついては、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年8月25日から29日まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立緑ヶ丘病院庶務課 北海道河東郡音更町緑が丘1番地

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立緑ヶ丘病院告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年8月19日

北海道立緑ヶ丘病院長 伊 藤 勝 三

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等の名称及び数量****ア 調達をする物品等の名称**

北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具の借入に係る 1 組 1 日当たりの単価及び北海

道立緑ヶ丘病院の患者等の病衣の借入に係る 1 組 1 日当たりの単価

イ 数 量 調達予定数量 寝具延べ 32,025組

病衣延べ 641組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。**(3) 契 約 期 間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで****(4) 納 入 場 所 北海道立緑ヶ丘病院****2 入札に参加する者に必要な資格**

平成15年北海道立緑ヶ丘病院告示第11号に規定する北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院2階研修室（送付による場合は、郵便番号 080-0334 北海道立緑ヶ丘病院庶務課）

(2) 入 札 日 時 平成15年9月5日 午前11時（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 送付等による入札

(1) 送付による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立緑ヶ丘病院

イ 所 在 地 郵便番号 080-0334 北海道河東郡音更町緑が丘1番地

電話番号 0155-42-3377

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道立向陽ヶ丘病院告示**北海道立向陽ヶ丘病院告示第7号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年8月19日

北海道立向陽ヶ丘病院長 佐々木 信 一

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度下期において北海道立向陽ヶ丘病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達

をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年8月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類を北海道立向陽ヶ丘病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 平成15年8月25日から29日まで (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。	提出先の名称及び所在地 北海道立向陽ヶ丘病院 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道立向陽ヶ丘病院告示第8号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年8月19日 北海道立向陽ヶ丘病院長 佐々木 信 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具の借入りに係る1組1日当たりの単価及び北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の病衣の借入りに係る1組1日当たりの単価 イ 数 量 調達予定数量 寝具延べ 30,927組
---	--

病衣延べ 11,134組

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契 約 期 間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで
(4) 納 入 場 所 北海道立向陽ヶ丘病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立向陽ヶ丘病院告示第7号に規定する北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院
(送付による場合は、郵便番号 093-0084 北海道立向陽ヶ丘病院)
(2) 入 札 日 時 平成15年9月3日 午後2時（送付による場合は、必着）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 送付等による入札

- (1) 送付による入札を認める。ただし、再度入札は、認めない。
(2) 電報による入札は、認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道立向陽ヶ丘病院
イ 所 在 地 郵便番号 093-0084 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号
電話番号 0152-43-4138
(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

道立農業大学校告示

北海道立農業大学校告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年8月19日

北海道立農業大学校長 安 東 正 史

1 資格及び調達をする賃貸借物品等の種類

平成15年度において北海道立農業大学校が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年8月19日に一般競争入札の公告を行う北海道立農業大学校農業用トラクター機器の賃貸借契約
(2) 資 格 北海道立農業大学校農業用トラクターの賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 物 品 等 の 種 類 農業用トラクター 一式（3台）

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成15年8月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 平成15年9月8日から12日まで (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立農業大学校総務部総務課 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 (3) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日	から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道立農業大学校告示第7号 次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年8月19日 北海道立農業大学校長 安 東 正 史 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 農業用トラクター機器 3台（1月当たりの単価） (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 平成15年11月4日 (4) 契約期間 平成15年11月4日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成23年10月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (5) 納入場所 北海道立農業大学校 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道立農業大学校告示第6号に規定する農業用トラクター機器の賃貸借の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校会議室 (2) 入札日時 平成15年9月19日（金）午後1時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金
---	--

入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立農業大学校総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 089－3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1
電話番号 01562－4－2121

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年8月19日

北海道教育庁石狩教育局長 大 内 主 計

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 一式 9台（知的障害高等養護学校）

2 落札を決定した日

平成15年8月6日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 松下リース・クレジット株式会社

(2) 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号

4 落札金額（1月当たりの単価）

30,450円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道教育庁石狩教育局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第9号

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成13年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき、同条第12項の規定により、知事及び教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年8月19日

北海道監査委員 石 井 孝 一

北海道監査委員 伊 藤 政 信

北海道監査委員 前 田 榮 一

北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査の結果の報告

平成13年度に係る財政的援助団体等の監査の結果については、平成15年3月28日に議会、知事及び教育委員会に報告（平成15年4月4日付け北海道公報号外第27号で公表）

した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項に対する措置

監査実施団体	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
洞爺湖温泉利用協同組合	有珠山噴火災害洞爺湖温泉集中管理施設整備事業に係る補助金について、事業開始前の旅費及び事業終了後の人件費を補助対象経費に含めていたため、補助金392万2,000円を過大に受領していた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について返還させるとともに、今後は、補助金申請等に誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
社会福祉法人函館共愛会	軽費老人ホーム運営事業に係る補助金について、実績報告書の補助対象経費の額に誤りがあったため、補助金123万3,762円を過大に受領していた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について返還させるとともに、今後は、補助金申請等に誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
社会福祉法人函館恭北会	社会復帰地域支援システム推進事業に係る補助金について、実績報告書の補助対象経費として、補助金交付申請時の額を記載したため、補助金37万2,033円を過大に受領していた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について返還させるとともに、今後は、補助金申請等に誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
日本赤十字社北海道支部	地域医療サポートセンター整備事業に係る補助金について、補助対象となっていない講師謝金及び印刷製本費を補助対象経費に含めていたため、補助金23万9,000円を過大に受領していた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について返還させるとともに、今後は、補助金申請等に誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。

2 指導事項に対する措置

(1) 団体に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
ア 事業の執行に関するもの	(ア) 補助金について、実績報告書の補助対象経費の額に誤りがあり、過大に受領しているものがあった。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について返還させるとともに、実績報告書の記載内容や補助対象経費について、内容を十分確認するなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。
	(イ) 大会の開催等に対する補助金について、実績報告書の補助対象経費の中に、補助対象外とすべき団体の管理費的な経費が含まれているものがあった。	当該団体に対し、補助対象外の管理費的な経費については、補助対象経費である事業費との区別を明確にした上で適切に執行するよう指導いたしました。
	(ウ) 渉外に係る経費について、団体の活動との関連を十分に検討を行わずに支出しているものがあった。	当該団体に対し、渉外に係る経費については、団体の活動との関連を十分に検討した上で執行するよう指導しました。
	(エ) 補助対象事業と他の事業に従事している嘱託職員の賃金について、補助対象事業に係る賃金の算定に不明確なものがあった。	当該団体に対し、補助対象事業に係る賃金の算定に当たっては、従事した業務内容や日数等を明確にした関係書類を整備するよう指導しました。
	(オ) 概算払に係る資金収支計画書について、実際の資金収支とかい離し、資金滞留が生じているものがあった。	当該団体に対し、概算払に係る資金収支計画書については、事業の執行にあわせた的確な内容で収支計画書を作成し、収支を行うよう指導しました。
イ 収入に関するもの	道から管理を受託している施設の使用料について、委託契約で必要とされている道の指示を受けずに、多額の免除を行っているものがあった。	当該団体に対し、道から管理を受託している施設の使用料については、委託契約に基づき、その免除を行う際には、道の指示を受けてから行うよう指導しました。
ウ 支出に関するもの	(ア) 旅費の支給について、支給要領では、日当定額の2分の1に相当する額を支給することになっているが、	当該団体に対し、旅費の支給については、団体の旅費規程に基づき適切な執行を行うよう指導しました。

	日当定額を支給しているものがあった。				指導しました。
	(イ) 旅費の支給について、旅行前に宿泊料を含む旅費を支給していたが、旅行者が支払った宿泊料を後日重複支給しているものがあった。	当該団体に対し、旅費の支給については、団体の旅費規程に基づき適切な執行を行うよう指導しました。		(ケ) 交通費や食糧費等の支出について、その目的や内訳が書面で明らかになっていないものがあった。	当該団体に対し、交通費や食糧費等の支出については、その目的や内訳を書面で明らかにした上で執行するよう指導しました。
	(ウ) 講習会等の講師に対する謝金について、所得税の源泉徴収分を謝金の額に上乗せして支出しているものがあった。	当該団体に対し、講習会等の講師謝金については、団体の算定基準に基づき適切な執行を行うよう指導しました。	エ 契約に関するもの	(ア) 車両による輸送契約について、大型車の使用を前提に単価契約を締結しているが、大型車以外の車両を使用した輸送も行われており、実態にあわせて契約内容を見直すべきものがあった。	当該団体に対し、車両による輸送契約については、輸送の実態にあわせて契約内容を見直し、大型車、中型車、小型車に分類して、単価契約を締結するよう指導しました。
	(エ) 会報等の印刷費について、財務規程では、印刷物の納品後に支出することになっているが、納品前に支出しているものがあった。	当該団体に対し、会報等の印刷費については、団体の財務規程に基づき印刷物の納品後に支出するよう指導しました。		(イ) 被服の購入や工事請負契約について、契約を一括して競争入札等を行うなど、経済的に執行すべきものがあった。	当該団体に対し、被服の購入や工事請負契約については、一括して競争入札等を行うなど、競争性を確保し、経済的に執行するよう指導しました。
	(オ) 前年度に購入した車両に係る経費について、平成13年度の予算から支出しているものがあった。	当該団体に対し、経費の執行については、会計年度に従った適切な会計処理を行うよう指導しました。	オ 財産管理に関するもの	現金について、保管額は事故防止の観点から必要最小限とすべきであるが、多額の現金を恒常的に保管しているものがあった。	当該団体に対し、現金の保管額については、必要最小限にするとともに、経理規程を整備し、適切な保管を行うよう指導しました。
	(カ) 郵便切手等について、購入は在庫数量や使用見込みを的確に把握して計画的に行うべきであるが、多額の在庫がありながら購入しているものがあった。	当該団体に対し、郵便切手等の取扱いについては、必要数量の把握とそれに基づく計画的な購入を行い、適切な在庫管理を行うよう指導しました。	カ その他団体の経理に関するもの	(ア) 予算及び決算に関するもの	
	(キ) 備品や消耗品等について、購入は事業にあわせて計画的に執行すべきであるが、年度末に集中しているものがあった。	当該団体に対し、備品や消耗品等の購入については、年度末に集中することなく、事業にあわせて計画的に執行するよう指導しました。		a 財団法人や社団法人の予算について、予算を作成せずに事業を行っているものや、補正又は流用の手続を行わずに予算額を超えて支出しているものがあった。	当該団体に対し、予算については、公益法人会計基準に基づき、事業執行のための予算を作成のうえ執行するとともに、必要な補正、流用の手続を適切に行うよう指導しました。
	(ク) 大会の運営費について、支出内容の確認を十分に行っていないものがあった。	当該団体に対し、大会の運営費の支出に当たっては、支出内容の確認を十分に行い、適切な事務処理を行うよう		b 財団法人や社団法人の決算書類について、複式簿記ではなく単式簿記で処理しているもの、収支計算書の総括表や貸借対照表など必	当該団体に対し、決算書類については、公益法人会計基準に基づき、必要な書類を適正に作成するとともに、固定資産の減価償却などについて適切な会計処理を行うよう指導しました。

	要な書類を作成していないもの、貸借対照表や財産目録等の額を正しく計上していないもの、財務規程で定める固定資産の減価償却を行っていないものなど、公益法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行っていないものがあった。			計上しているものや、未払金として計上すべき経費を翌会計年度に計上しているものなど、社会福祉法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行っていないものがあった。	た。	
c	財団法人の収支計算書について、理事会で議決したものとは異なる額を予算額としているものや、会計帳簿に基づかない数値を決算額として計上しているものがあった。	当該団体に対し、収支計算書については、公益法人会計基準に基づき、理事会で議決された予算額を表示するよう指導しました。 また、決算額についても公益法人会計基準に基づいた適正な額を計上するなど適切な事務処理を行うよう指導しました。		g	医療法人において、定款では、予算は毎会計年度開始前に定めることになっているが、予算を作成しておらず、また、平成13年度の道補助金を翌年度の収入に計上しているものがあった。	当該団体に対し、予算に基づいた事業執行を行うとともに、補助金収入の会計年度の区分を適正に行うなど、団体の定款に基づき適切な会計処理を行うよう指導しました。
d	社団法人の決算書類について、定款では、会計年度終了後2か月以内に作成することになっているが、会計年度終了後相当期間経過後も作成していないものがあった。	当該団体に対し、決算書類については、団体の定款に基づき作成し、会計年度終了後速やかに決算処理を行うよう指導しました。		h	予算及び決算について、規約では、収支予算及び決算は議決を経て決定することになっているが、補助事業に係る予算議決及び決算承認を行っていないものがあった。	当該団体に対し、補助事業に係る予算議決及び決算承認については、団体の規約に基づき、適切な会計処理を行うよう指導しました。
e	学校法人において、必要な予算の補正を行わずに予算額を超えて支出しているものや、未払金として計上すべき経費を決算書類に計上していないものなど、学校法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行っていないものがあった。	当該団体に対し、予算の補正や未払金などの計上については、学校法人会計基準などに基づき適切な会計処理を行うよう指導しました。		i	決算監査について、監事による決算監査は、会計処理が終了し、決算書類作成後に行うべきであるが、会計処理が終了する前に実施しているものがあった。	当該団体に対し、監事による決算監査については、会計処理が終了し、決算書類作成後に監査を行うよう指導しました。
f	社会福祉法人において、団体が開催した大会の経費を、総額ではなく団体が実質負担した収支差額により	当該団体に対し、経費の計上や未払金などについては、社会福祉法人会計基準に基づき適正な額を計上するなど適切な会計処理を行うよう指導しまし		(イ) 会計事務に関するもの		
				a	借入金について、公益法人会計基準では、総会等で借入限度額の決定を得ることになっているが、これを行わずに、市中銀行から一時借入をしているものがあった。	当該団体に対し、借入金については、公益法人会計基準に基づき、総会等で借入限度額の決定を行うよう指導しました。
				b	会計帳簿について、補助	当該団体に対し、会計帳簿について

	事業者は、補助事業に関する帳簿を備え整理しておくことになっているが、補助事業者である団体の収支を他の団体のものと同一の帳簿に記帳しているものがあった。	は、補助事業に係る収支を記帳した帳簿を整備するよう指導しました。
c	経理規程について、契約や物品管理、固定資産に関する定めがないものや、備え付けのべき帳簿として総勘定元帳を明記していないものなどがあった。	当該団体に対し、経理規程については、契約等に関する定めや必要な帳簿を明記するよう指導しました。
d	会計事務について、経理規程で必要とされる会長の決裁を受けずに予算を流用しているものや、必要な帳簿を備えていないもの、帳簿と現金・預金の照合を行っていないものなどがあった。	当該団体に対し、団体の経理規程に基づき、予算流用の決裁を受けるとともに、必要な帳簿の整備を行うなど適切な会計処理を行うよう指導しました。
e	需用費等の支出について、経理規定では、会計伝票に証ひょう書類等を添付して理事長等の承認を得た上で支出することになっているが、事前の承認を得ないで支出を行っているものがあった。	当該団体に対し、需用費等の支出については、団体の経理規定に基づき、会計伝票に証ひょう書類等を添付して理事長等の承認を得た上で執行するよう指導しました。
f	会費等の現金収入について、会計処理上、その都度決定書を作成し、併せて現金出納簿に記帳することになっているが、決定書を作成していないものや、現金出納簿の記帳が正確でないものがあった。	当該団体に対し、会費等の現金収入については、その都度決定書を作成するとともに、現金出納簿への記帳を正確に行うよう指導しました。

	g 預金口座について、口座数は事故防止の観点から必要最小限とするのが適当であるが、多数の口座が設けられており、その必要性について検討すべきものがあった。	当該団体に対し、預金口座については、その必要性を十分検討し、必要最小限とするよう指導しました。
--	--	---

(2) 道の部局に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
ア 補助金交付に関するもの	(ア) 補助金について、過大に交付しているものがあり、実績報告書等の書類の審査及び現地調査等を適切に実施し、補助金の額の確定を適正に行う必要があるものがあった。	過大に交付していた補助金については、返還させるとともに、補助金の額の確定に当たっては、実績報告書等の書類の審査及び現地調査等を適正に実施し、適切な事務処理を行ってまいります。
	(イ) 大会等に対する補助金について、実績報告書の補助対象経費の中に、補助対象外とすべき団体の管理費的な経費が含まれているものがあり、適切な事務処理を行うよう団体を指導すべきものがあった。	大会等に対する補助金については、補助対象外とすべき管理費的な経費を補助対象経費と明確に区分するよう指導してまいります。
	(ウ) 補助金の交付申請書について、交付通知で定める期日を相当期間経過した後に提出されているものがあり、申請事務を適切に行うよう団体を指導すべきものがあった。	補助金の交付申請書については、補助金等交付規則に基づき、申請事務を適切に行うよう指導してまいります。
	(エ) 概算払に係る資金収支計画書について、実際の資金収支とかい離し、資金滞留	概算払に係る資金収支計画書については、事業の執行にあわせ的確な内容で作成させ、実態にあった概算払を

	が生じているものがあり、適切な資金収支計画書を作成するよう団体を指導すべきものがあった。	行うこととし、資金滞留しないよう、状況の把握を行ってまいります。			
イ 団体の経理に関するもの	(ア) 財団法人の収支計算書について、理事会で議決したものとは異なる額を予算額としているものや、会計帳簿に基づかない数値を決算額として計上しているものがあり、適切な予算・決算処理を行うよう団体を指導すべきものがあった。 (イ) 社団法人の決算書類について、収支計算書の総括表や貸借対照表など必要な書類を作成していないものや、貸借対照表や財産目録の額を正しく計上していないものなど、公益法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行うよう団体を指導すべきものがあった。 (ウ) 団体の会計事務について、経理規程に契約に関する定めがないなどの不備があるもの、経理規程で必要とされる会長の決裁を受けずに予算を流用しているもの、必要な帳簿を備付けていないものなどがあり、適切な会計処理を行うよう団体を指導すべきものがあった。	収支計算書については、理事会で議決した予算額を表示するとともに、決算額についても、公益法人会計基準に基づいた適正な額を計上するなど、適切な事務処理を行うよう指導してまいります。 社団法人の決算書類については、収支計算書の総括表や貸借対照表など必要な書類の作成等、公益法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行うよう指導してまいります。 団体の会計事務については、経理規程に契約に関する定めを明記するなど、整備を行うとともに、経理規程に基づいた適切な会計処理を行うよう指導してまいります。		(1) 補助金交付に関するもの ア 道産木材ブランド化促進事業について、実施要領の中に、事業計画（変更する場合を含む。）は知事の承認を受けることなどを規定しているが、北海道補助金等交付規則で定められている手続のほかに知事の承認などの手続を別に設けることの必要性について検討する必要がある。 イ 精神障害者社会復帰施設運営事業について、補助基準額は、施設の職員数やショートステイの実施状況等による加算があるため、補助事業の完了時においてその状況を把握しなければならないが、事業実績書の様式だけではその状況を的確に把握できないので、様式などについて検討する必要がある。 ウ 軽費老人ホーム運営事業について、施設を運営するために必要な経費を補助対象としているが、実績報告書の補助対象経費の中には、施設の運営とは関連が薄いと考えられる経費が含まれており、これらの経費が補助対象経費として適当かどうかについて検討する必要がある。	当該補助事業に係る事業計画の知事の承認手続については、その必要性の見直しを行い、事務事業の簡素化・効率化を図るため、「実施要領」から削除しました。 当該補助事業について、平成14年度から事業実績報告書の提出に際し、事業状況を把握するため、施設の職員数やショートステイの実施状況等事業概要を記載する様式を添付させることとしました。 当該経費については、検討の結果、施設の運営とは関連が薄く、補助対象経費とすることは適当ではないと認められることから、当該団体に対し、運営費交付要綱に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。
3 検討事項に対する措置					
項 目	検 討 事 項	講 じ た 措 置		(2) 公の施設の管理 管理を委託している施設において、職員が個人の資格で	当該経費については、施設運営上の利点があるとの判断から施設の管理費

委託に関するもの

加入している団体の会費が委託費の中から支払われており、委託費から執行することが適当かどうかについて検討する必要がある。

での支出を認めてきましたが、検討の結果、平成15年度からは個人負担とすることとしました。

胆振海区漁業調整委員会指

胆振海区漁業調整委員会指示第1号

胆振支庁管内伊達市の長流川河口附近における「さけ・ます」採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成15年8月19日

胆振海区漁業調整委員会会長 北 山 秋 男

胆振支庁管内の次表の左欄に掲げる河川の河口附近で、同表の中欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定に基づき、北海道知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

河 川 名	区 域				期 間	
	河 口 及 び 沿 岸		沖合方位(真方位)			沖 合
	左海岸	右海岸	左 方	右 方		
長 流 川	500m	500m	210°00′	210°00′	500m	平成15年9月1日から 12月10日まで

この表による河口附近の区域は、左海岸と右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。

道 公 安 委 員 会 規 則

警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成15年8月19日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

北海道公安委員会規則第5号

警備業法第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（指定）

第1条 警備業法（昭和47年法律第117号）第16条の2の規定により公安委員会が指定する医師（以下「指定医」という。）の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。
（指定の告示）

第2条 指定医を指定したときは、その旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第92号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年8月19日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代表者の氏名	代表取締役 伊 藤 二 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号
		ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R ノ リ コ コ N H 株式会社銀座 30026500
	検 定 年 月 日	平成15年8月19日
	検 定 番 号	第30026500号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間

2	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代表者の氏名		代表取締役 伊 藤 二 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R ノリココ N K
		製造業者名	株式会社銀座
		型式試験番号	30035800
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30035800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
3	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 佐 藤 英理子
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市西区見寄町125番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R おまつりマンボ S S
		製造業者名	タイヨーエレック株式会社
		型式試験番号	30054700
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30054700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
4	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 上 野 栄 作
	製造又は検査を行う事業所の所在地		本社工場：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	バック・トゥ・ザ・フューチャー S P
		製造業者名	奥村遊機株式会社
		型式試験番号	30054200
5	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30054200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
	代表者の氏名		代表取締役 内ヶ島 敏 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区蔦元町一丁目35番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R メーメーメー Y
		製造業者名	株式会社高尾
		型式試験番号	30049900
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30049900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
6	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
	代表者の氏名		代表取締役 内ヶ島 敏 博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区蔦元町一丁目35番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R メーメーメー W
		製造業者名	株式会社高尾
		型式試験番号	30048400
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30048400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
7	代表者の氏名		代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

8	の概要	型 式 名	C RキングゴッドS B 5
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30054800
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30054800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名		代表取締役 松 元 邦 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型 式 名		ツインバーニング	
製 造 業 者 名		株式会社藤商事	
型式試験番号		34014400	
検 定 年 月 日		平成15年8月19日	
検 定 番 号		第34014400号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間	
9	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名		代表取締役 松 元 邦 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ツインバーニング2
		製 造 業 者 名	株式会社藤商事
		型式試験番号	34045300
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第34045300号
検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産	
代表者の氏名		代表取締役 金 沢 要 求	

10	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RキングパニックM33
		製 造 業 者 名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30033200
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30033200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
代表者の氏名		代表取締役 金 沢 要 求	
11	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RキングパニックV
		製 造 業 者 名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30046200
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		30046200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
代表者の氏名		代表取締役 金 沢 要 求	
12	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RキングパニックM36
		製 造 業 者 名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30043100
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30043100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間

13	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名		代表取締役 金 沢 要 求
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rキングパニック L35
		製 造 業 者 名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30034300
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30034300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
14	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名		代表取締役 金 沢 要 求
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rキングパニック L32
		製 造 業 者 名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30033600
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30033600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
15	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名		代表取締役 金 沢 要 求
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rキングパニック M37
		製 造 業 者 名	株式会社三洋物産
		型式試験番号	30032500
16	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30032500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府東大阪市長田中一丁目4番6号 株式会社パイオニア
	代表者の氏名		代表取締役 野 口 三 次
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		佐賀県小城郡牛津町大字下砥川1番地1
	型式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	スーパーハナハナー30
		製 造 業 者 名	株式会社パイオニア
		型式試験番号	34045400
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第34045400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
17	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ
	代表者の氏名		代表取締役 梅 村 義 孝
	製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rお茶の間劇場 V
		製 造 業 者 名	株式会社サンセイアールアンドディ
		型式試験番号	30054500
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30054500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ
	代表者の氏名		代表取締役 梅 村 義 孝
18	製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

19	概要	の型式名	C Rお茶の間劇場MV
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
		型式試験番号	30052800
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30052800号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	型式	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ
		代表者の氏名	代表取締役 梅 村 義 孝
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C Rお茶の間劇場M
	概要	製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
		型式試験番号	30056300
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30056300号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	型式	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ
		代表者の氏名	代表取締役 梅 村 義 孝
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C Rお茶の間劇場F
20	概要	製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
		型式試験番号	30056700
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30056700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット
	型式	代表者の氏名	代表取締役 国 本 幸 司
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C Rお茶の間劇場F
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
		型式試験番号	30056700
	概要	検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30056700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット
		代表者の氏名	代表取締役 国 本 幸 司
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
21	概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C Rお茶の間劇場F
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
		型式試験番号	30056700
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
	型式	検 定 番 号	第30056700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 榎 本 宏
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中白区中砂町278番地
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C Rお祭りサブちゃんMR 1
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	30048700
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30048700号
	型式	検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
		代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
		遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
22	概要	型式名	サンダーバード
		製造業者名	株式会社藤商事
		型式試験番号	34007200
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第34007200号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	型式	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 榎 本 宏
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中白区中砂町278番地
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C Rお祭りサブちゃんMR 1
	概要	製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	30048700
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30048700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	型式	代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
		遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	サンダーバード
		製造業者名	株式会社藤商事
23	概要	型式試験番号	34007200
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第34007200号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 榎 本 宏
	型式	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中白区中砂町278番地
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C Rお祭りサブちゃんMR 1
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	30048700
	概要	検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30048700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
		代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C Rお茶の間劇場F
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
		型式試験番号	30056700
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
	概要	検 定 番 号	第30056700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット
		代表者の氏名	代表取締役 国 本 幸 司
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機

24	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名		代表取締役 松 元 邦 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RサファリキングB
		製造業者名	株式会社藤商事
		型式試験番号	30052100
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30052100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
25	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名		代表取締役 松 元 邦 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ロボット2
		製造業者名	株式会社藤商事
		型式試験番号	24061800
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第24061800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
26	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
	代表者の氏名		代表取締役 松 元 邦 夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RサファリキングK
		製造業者名	株式会社藤商事
		型式試験番号	30053300
27	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30053300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 佐 野 慎 一
	製造又は検査を行う事業所の所在地		岡山県浅口郡寄島町12155-142番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	メガマックスR
		製造業者名	山佐株式会社
		型式試験番号	34043700
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第34043700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
28	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区上野七丁目6番5号 株式会社エイペックス
	代表者の氏名		代表取締役 望 月 光 三
	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県横浜市港北区新羽町610番地1 神奈川県横浜市港北区新羽町1180番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ウミンチュニX-30
		製造業者名	株式会社エイペックス
		型式試験番号	34023600
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第34023600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー
	代表者の氏名		代表取締役 實 田 久 治
29	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

30	概要	型 式 名	C RフィーバーびくびくMX	
		製 造 業 者 名	株式会社ダイドー	
		型式試験番号	30057900	
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日	
		検 定 番 号	第30057900号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー	
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 寶 田 久 治	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	C RフィーバーびくびくF X	
		製 造 業 者 名	株式会社ダイドー	
		型式試験番号	30053600	
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日	
	検 定 番 号		第30053600号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー		
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 寶 田 久 治		
製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地		
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型 式 名	C RフィーバーびくびくR X		
	製 造 業 者 名	株式会社ダイドー		
	型式試験番号	30054400		
検 定 年 月 日		平成15年8月19日		
検 定 番 号		第30054400号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間		
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー		
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 寶 田 久 治		

32	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	C RフィーバーびくびくS X	
		製 造 業 者 名	株式会社ダイドー	
		型式試験番号	30056000	
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日	
	検 定 番 号		第30056000号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー	
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 寶 田 久 治	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	C RフィーバーびくびくJ X	
		製 造 業 者 名	株式会社ダイドー	
		型式試験番号	30052000	
検 定 年 月 日		平成15年8月19日		
検 定 番 号		第30052000号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間		
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区松が谷一丁目3番5号 アイジーティージャパン株式会社		
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 泉 義 幸		
製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府大阪市西淀川区福町三丁目1番48号		
型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	型 式 名	ノブナガノヤボウ		
	製 造 業 者 名	アイジーティージャパン株式会社		
	型式試験番号	34043400		
検 定 年 月 日		平成15年8月19日		
検 定 番 号		第34043400号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間		

35	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 榎 本 宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中白区中砂町278番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rお祭りサブちゃんML 1
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	30059700
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30059700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
36	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 榎 本 宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中白区中砂町278番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rお祭りサブちゃんXL 1
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	30060600
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30060600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
37	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
	代表者の氏名		代表取締役 安 藤 壽 雄
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ニダイメゴエモンサンジョー
		製造業者名	株式会社ミズホ
		型式試験番号	34044200
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第34044200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
38	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第34044200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名		代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RアラビアンドリームMA
		製造業者名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30059900
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30059900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
39	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		広島県広島市南区仁保三丁目4番2号 株式会社マツヤ商会
	代表者の氏名		代表取締役 山 本 基 就
	製造又は検査を行う事業所の所在地		第1工場 埼玉県羽生市大沼2丁目18番 第2工場 広島県広島市南区大州四丁目12番24号
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	シュレイキッズ25
		製造業者名	株式会社マツヤ商会
		型式試験番号	34044300
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第34044300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
40	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
	代表者の氏名		代表取締役社長 里 見 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8
	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第34044300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間

41	の概要	型式名	C RシティーハンターF T
		製造業者名	サミー株式会社
		型式試験番号	30056400
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30056400号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
		代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C RシティーハンターH N
	の概要	製造業者名	サミー株式会社
		型式試験番号	30054000
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30054000号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
		代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C RシティーハンターF N
42	の概要	製造業者名	サミー株式会社
		型式試験番号	30055700
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30055700号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
		代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C RアラビアンドリームM A T
	の概要	製造業者名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30058300
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30058300号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
		代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C RアラビアンドリームM A T
43	型式の概要	製造業者名	サミー株式会社
		型式試験番号	30055500
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30055500号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー
		代表者の氏名	代表取締役 寶 田 久 治
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
		遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	ドンドンキング2
44	型式の概要	製造業者名	株式会社ダイドー
		型式試験番号	34049000
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第34049000号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
		代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司
		製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C RアラビアンドリームM A T
45	型式の概要	製造業者名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30058300
		検 定 年 月 日	平成15年8月19日
		検 定 番 号	第30058300号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	型式の概要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
		代表者の氏名	代表取締役社長 里 見 治
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	C RアラビアンドリームM A T

46	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー
	代表者の氏名		代表取締役 久 木 文 男
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県藤岡市鮎川211番地
	型式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	タイヨーボウリング
		製 造 業 者 名	株式会社タイヨー
		型式試験番号	34048300
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第34048300号
検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間	
47	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー
	代表者の氏名		代表取締役 久 木 文 男
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県藤岡市鮎川211番地
	型式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	タイヨーボウリングS
		製 造 業 者 名	株式会社タイヨー
		型式試験番号	34050100
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第34050100号
検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間	
48	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役社長 毒 島 秀 行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R フィーバーフレンズF X
		製 造 業 者 名	株式会社三共
		型式試験番号	30060300

49	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30060300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役社長 毒 島 秀 行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R フィーバーフレンズJ X
		製 造 業 者 名	株式会社三共
	型式試験番号	30059100	
検 定 年 月 日		平成15年8月19日	
検 定 番 号		第30059100号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間	
50	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役社長 毒 島 秀 行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R フィーバーフレンズM X
		製 造 業 者 名	株式会社三共
		型式試験番号	30058200
	検 定 年 月 日		平成15年8月19日
	検 定 番 号		第30058200号
検定の有効期間		公示の日（平成15年8月19日）から3年間	

道 警 察 本 部 告 示		
北海道警察本部告示第111号		
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		
平成15年8月19日		

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成15年7月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 三菱電機クレジット株式会社
(2) 住 所 東京都品川区西五反田1丁目3番8号
- 4 落札金額
637,654円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成15年北海道警察本部告示第78号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目